

3.27 保団連記者会見

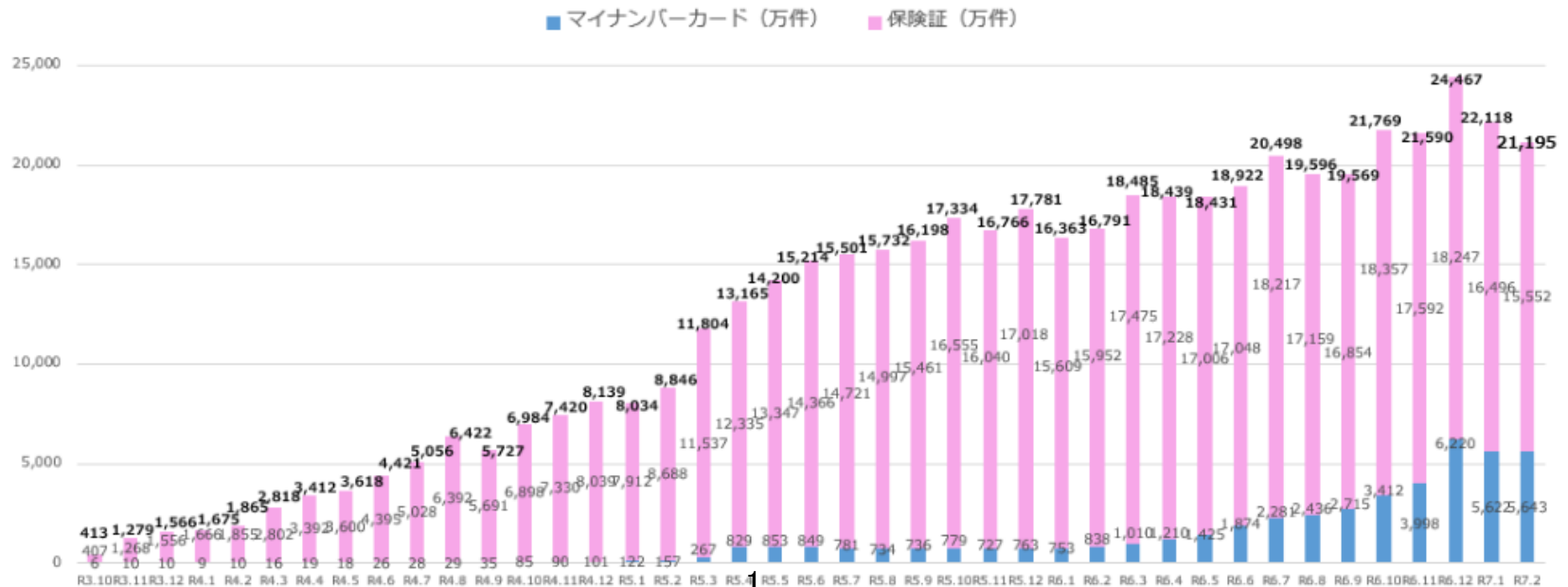
関連資料

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1. マイナ保険証の利用率（25年2月）厚労省 | 1 頁～ |
| 2. 2025年12月2日以降の資格確認方法（厚労省） | 3 頁～ |
| 3. オンライン資格確認について等（厚労省） | 11 頁～ |
| 4. マイナ保険証の利用時に生じる主な事象・課題への対応 | 12 頁～ |
| 5. 電子証明書の更新必要件数（総務省） | 15 頁～ |
| 6. マイナンバーカードの交付・保有枚数等（総務省） | 18 頁～ |
| 7. マイナポータル利用状況（デジタル庁） | 19 頁～ |
| 8. 転入・転居時のマイナンバーカード手続き | 20 頁～ |
| 9. 資格確認書の交付について（協会けんぽ） | 21 頁～ |
| 10. 立憲民主党「保険証復活法案」 | 22 頁～ |

オンライン資格確認システムの利用状況



■ 運用開始施設における資格確認の利用件数



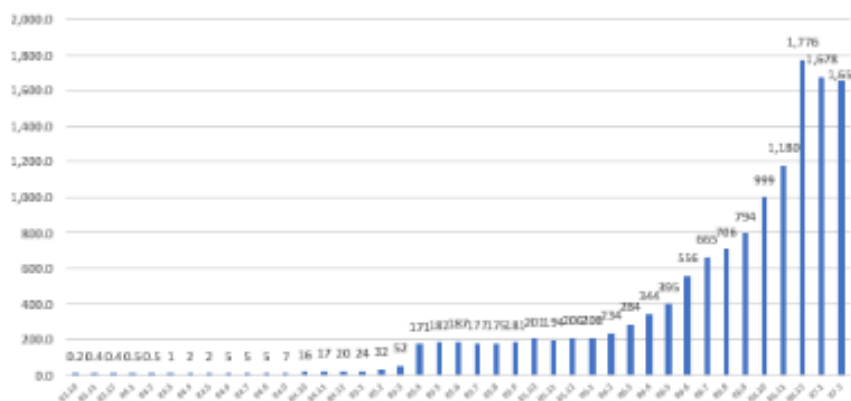
【2月分の内訳】

	合計 (件)	マイナンバー カード (件)	保険証 (件)	一括照会 (件)
病院	15,140,259	6,831,395	8,308,864	17,915,817
医科診療所	88,236,848	22,040,486	66,196,362	1,541,934
歯科診療所	17,161,172	6,770,867	10,390,305	4,419,685
薬局	91,413,072	20,787,832	70,625,240	10,845
総計	211,951,351	56,430,580	155,520,771	23,888,281

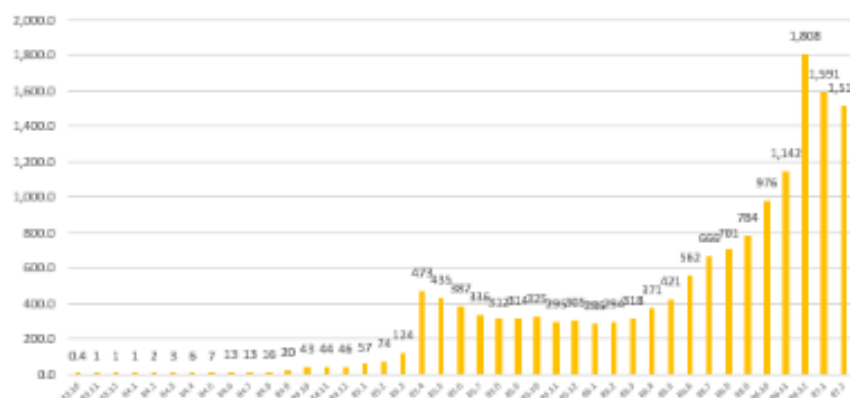
※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

■ 診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数 ※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数

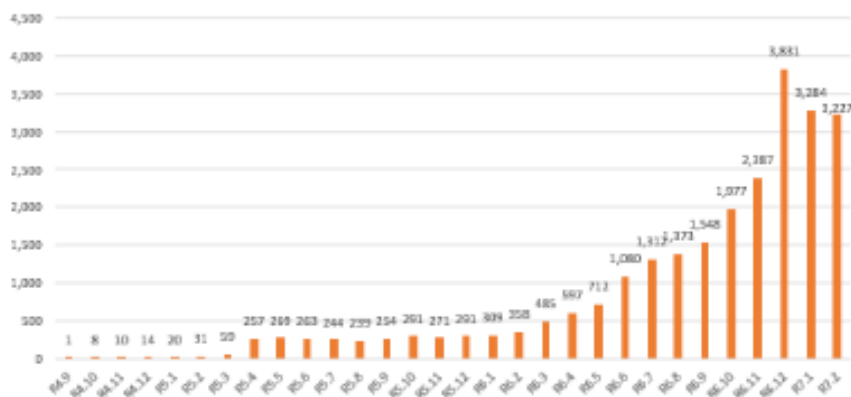
特定健診情報閲覧の利用件数 (万件)



薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)



診療情報閲覧の利用件数 (万件)



【2月分の内訳】

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	1,921,584	999,999	3,067,498
医科診療所	6,475,470	7,428,677	16,732,239
歯科診療所	1,774,402	1,308,827	1,697,224
薬局	6,384,770	5,416,717	10,771,737
総計	16,556,226	15,154,220	32,268,698

医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）

マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

問題なし

マイナンバーカードを持っていない方の場合

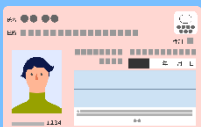
健康保険証
(~2025.12/1)



資格確認書
(2024.12/2~)

資格確認書
有効期限 XXXX
氏名 山田太郎
負担割合 3割
保険者名 ●●●

マイナ保険証



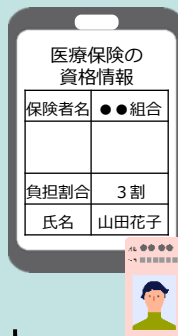
※追加で保険証の提示は不要

※電子証明書の有効期限後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

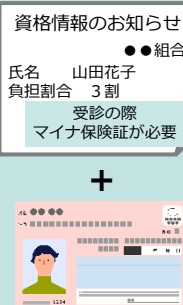
マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ

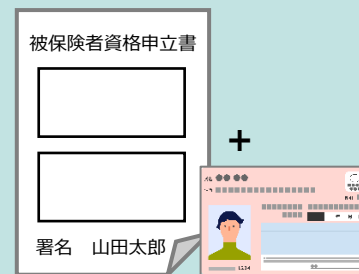


【再診の場合】

過去の受診で請求に必要な資格情報を把握していれば、患者への口頭確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書



(事後に確認)

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

マイナポータルでの資格情報画面

マイナポータルの画面

マイナポータル 実証ベータ版

健康保険証

マイナンバーカード利用 登録済

資格情報 令和5年12月24日時点

① この情報は画面下部から保存できます

資格確認日
令和4年12月24日

区分
被保険者資格情報

交付年月日

登録なし

性別
登録なし

この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に表示することで、受診が可能です。

※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

端末に保存

端末にダウンロードされるPDF

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月1日 時点

保 険 者 名	XXXXXXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	3割
有 効 期 限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

資格情報のお知らせ（様式例）

資格情報のお知らせ

（保険者名）
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サウ タロウ		
負担割合（70歳以上のみ記載）	○割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
（交付者名）
（保険者番号）

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 ○割（70歳以上のみ記載）

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

被保険者資格申立書

患者の皆様へのお願い

別添3

被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険資格があるにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により新たに加入した医療保険者においてデータ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

別紙様式

被保険者資格申立書

有効な保険資格を有しており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険資格等に関する事項

保険資格の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険資格を有している
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
保険者等名称	
事業所名 ^{※1}	
一部負担金の割合 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 _____ (患者との関係^{※5} : _____)

連絡先電話番号 _____

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

資格確認書と現行の保険証（国民健康保険・カード型の例）

資格確認書

(表 面)

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日	番号 (枝番) 性別 生年月日 年 月 日 適用開始年月日 年 月 日 交付年月日 年 月 日 世帯主氏名 住所 保険者番号 交付者名	負担割合 割	印
---------------------------	--------------------------	---	--------	---

(裏 面)

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

[特記欄：
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

70歳以上の
負担割合の
発効期日を
追記

保険証

(表 面)

〇〇都道府県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 年 月 日	番号 (枝番) 性別 生年月日 年 月 日 適用開始年月日 年 月 日 交付年月日 年 月 日 世帯主氏名 住所 保険者番号 交付者名	印
---------------------------	------------	---	---

(裏 面)

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

[特記欄：
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

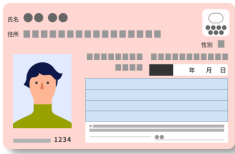
マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の対比表

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	
マイナ保険証の有無	あり	あり	なし
対象者	マイナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方	マイナ保険証の保有者 ※被用者保険は今年度は全加入者、それ以降は新規加入時等に交付 ※後期高齢者については、右記の暫定的な運用の間はマイナ保険証の保有者に対しても資格情報のお知らせを交付せず、資格確認書を交付	電子資格確認を受けることができない方（マイナ保険証未保有者、マイナンバーカード未保有者等） ※現行の保険証が失効する後期高齢者はマイナ保険証の保有状況に関わらず職権交付の対象（令和7年7月末までの暫定的な運用）
取得方法・受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取	保険者が申請によらず交付	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険者が申請によらず交付（原則は申請交付）
用途・使用方法	医療機関での資格確認時に、顔認証付きカードリーダーにかざして利用 ※顔認証・暗証番号入力・目視確認のいずれかで本人確認 厳格な本人確認により、オンライン資格確認等システムを通じて自身の医療情報等を医療機関に提供可能	単体では受診不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オン資義務化対象外施設・経過措置対象施設でカードリーダーが設置されておらず、オンライン資格確認が受けられない場合等に、 <u>マイナ保険証と併せて</u> 提示することで受診可能	医療機関での資格確認時に窓口に提示 ※医療機関への自身の医療情報の提供不可
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナンバー	氏名、被保険者番号（負担割合）・保険者名	氏名・生年月日・性別、被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所
様式・素材	カードのみ	A 4 紙（右下等で切り取り可）	基本はカード型（その他、ハガキ・A 4 型等）
発行開始時期	発行開始済み	令和6年12月2日～ ※被用者保険は令和6年9月から開始、地域保険（市町村国保）は基本的には保険証の期限が切れるタイミングで交付 ※このほか、12/2以降、新規加入時や負担割合変更時等に交付	令和6年12月2日～ ※基本的な運用としては現行の保険証の有効期限が切れるタイミング又は経過措置が終了するタイミングで一斉に職権交付、その他新規加入時等に職権交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続きが必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権交付	負担割合等が変わらない範囲内で利用可能 ※後期高齢者等については、保険者が有効期限を設定	最大5年で保険者が定める範囲 ※更新あり

これまで通りの自己負担額で 保険診療を受けられます

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

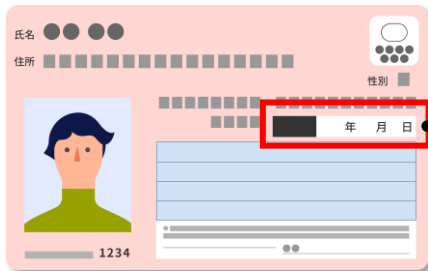


- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限※**にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(左下図の**赤枠部分**)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



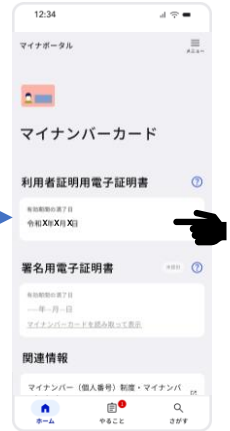
▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルに
ログイン



▲マイナポータル



電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラートが表示**されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。
※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合 以下のどちらかをご利用ください

(今お持ちの) 健康保険証



有効期限は**最大1年間**
(令和7年12月1日まで)。

※転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです

資格確認書



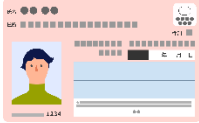
まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で**申請によらず**保険者から交付します。

※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

顔認証付きカードリーダーの不具合などで マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、 自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

マイナ保険証での受付が出来ない場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など
何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

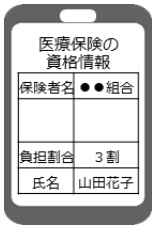


マイナンバーカードを提示したが、**受付が出来ない**

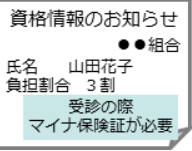
ご提示可能な場合

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



資格情報のお知らせ



※追加で健康保険証の提示は不要

※追加で健康保険証の提示は不要

ご提示できない場合

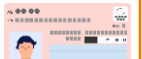
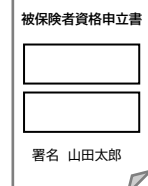
再診の場合

口頭確認

施設側で
資格確認に
必要な情報を
把握していれば、職員より
口頭で確認

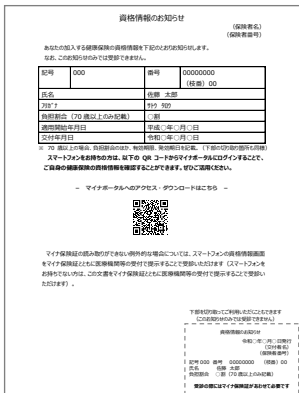
初診の場合

被保険者資格申立書



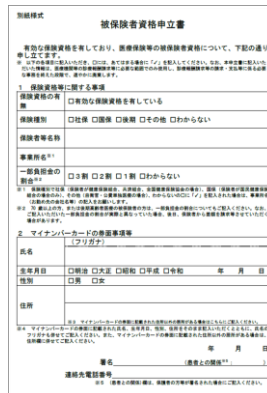
※職員より用紙を受取り
記入してください

資格情報のお知らせ ってなに？



- ・ マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- ・ 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書 ってなに？



- ・ 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータル画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。

マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について

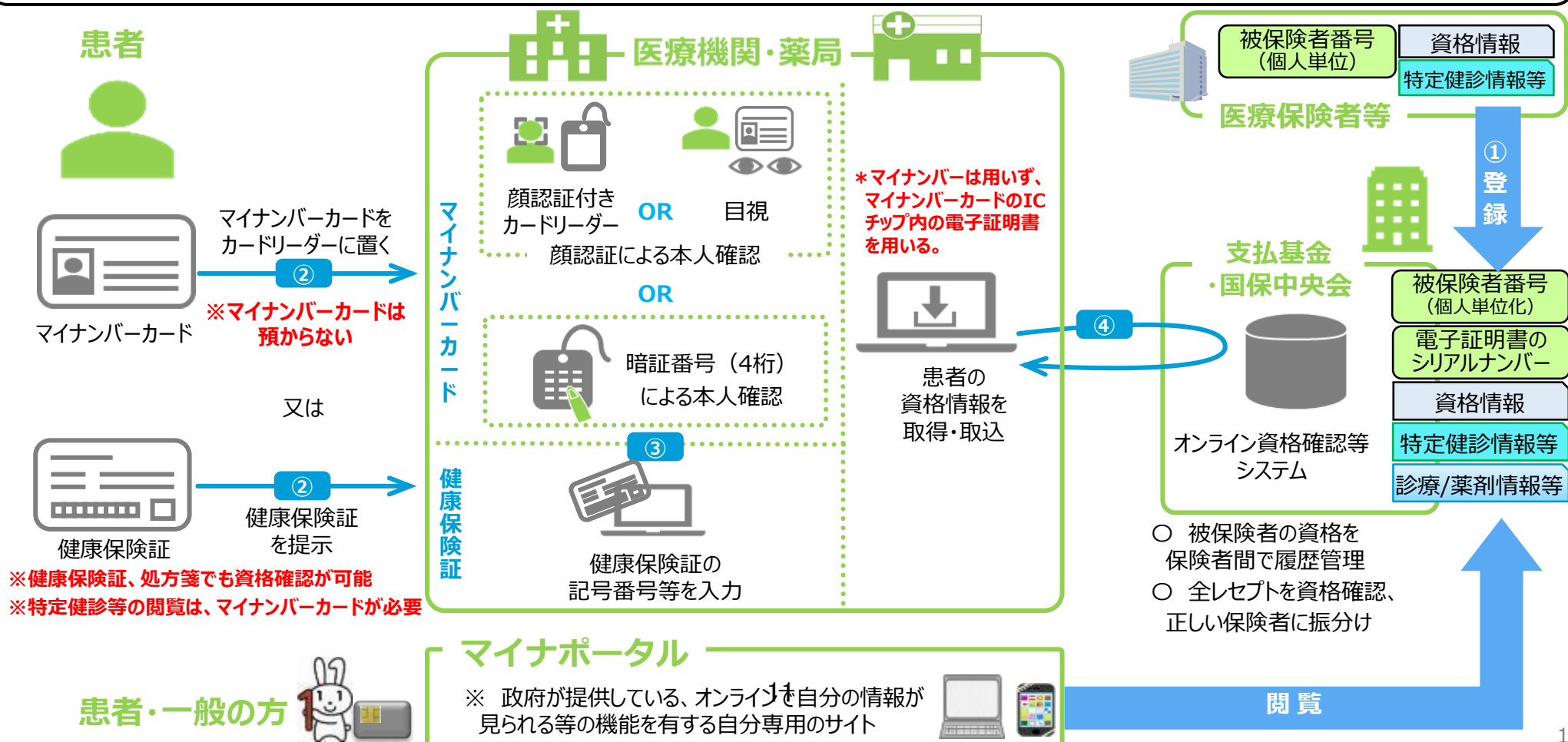


資格確認書
について



1. オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
 - ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
 - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



主な事象・課題

解決に向けた対応

健康保険証は有効なのにマイナ
保険証で「無効」と表示される

保険資格の確認ができず10割負
担での請求を行う

顔認証付きカードリーダーが
起動しない

顔認証付きカードリーダーで
顔認証ができない

電子証明書の有効期限が切れると
マイナ保険証として使えなくなる

- ・ 転職や転居等により資格変更があった際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。
- ・ オン資未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わったことを通知する仕組みを導入。
- ・ カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジューラー機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。
- ・ 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。
(16,17,18ページ参照)
- ・ 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。
- ・ 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。
(20,21ページ参照)

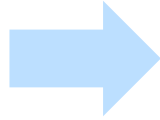
マイナンバーカードでオン
ライン資格確認が行えない
場合には、

- ・ 「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行うか、
- ・ 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合（3割等）の支払を求めるよう周知。

(19ページ参照)

主な事象・課題

過去に別人との紐付け誤りが報じられたこともあり、安心してマイナ保険証を利用できない



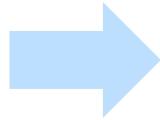
高齢者がうまくマイナ保険証を使えない、暗証番号を忘れて入力できない



顔認証付きカードリーダーがクリニックに1台しかないので待合室が混雑する



通常の受付窓口以外で対応する方式（ドライブスルー形式等）をとっている薬局では、1台のカードリーダーで対応することになり、マイナ保険証での受付が困難



資格確認時に表示された情報に「●」が出る



解決に向けた対応

- 全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了し、そのうち確認が必要なデータについて保険者等による確認作業も完了。
- 新規加入者の登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合するチェックシステムの仕組みを本年5月から実施。
- 暗証番号の入力や顔認証が困難な場合には、目視モードによる資格確認も可能であり、引き続き周知。また、今後、来年3月を目途としたシステム改修により、窓口での目視モードの操作を簡便化。（22ページ参照）
- 暗証番号を3回誤入力した場合でも、顔認証や目視モードの対応が可能。また、暗証番号を設定しない顔認証カードでもマイナ保険証としての利用が可能。
- 令和5年度補正予算によるカードリーダーの増設補助を通じて、対象となる施設（※）では増設が可能。補助の要件としている利用件数の判定期間を本年3月から11月に延長。（23ページ参照）
※ 昨年10月～本年11月のいずれかの月のマイナ保険証の利用件数が500件以上の施設が対象
- 同意の画面操作について、本年10月に包括同意等を改善。（26,27ページ参照）
- 医療機関等の窓口において資格確認ができない場合として、居宅同意取得型（※）を活用したマイナ保険証による受付が可能。運用について9月に提示。
※ 診療／薬剤情報等の照会可能期間は、外来・往診と同様の取扱いとし、同意情報登録後24時間。
- 医療機関等へのマニュアルで示しているとおり、カナ氏名を確認することによる受付や、「●」表記のままでもレセプト請求が可能であり、「●」表記のままや漢字に置き換えても返戻されない。（28ページ参照）
- 上記を再周知するとともに、レセコンやオンライン資格確認等システム、保険者システムの文字コードの違いを踏まえつつ、よく「●」表記となる漢字から修正を検討。

顔認証付きカードリーダーについて

- 顔認証付きカードリーダーは**医療機関や薬局の窓口**に設置されています。
- マイナンバーカードの「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」を照合して本人確認をします。
※顔写真はシステムに保存されません

■ 機種



富士通Japan株式会社



パナソニック コネクト株式会社



株式会社アルメックス



キヤノンマーケティング
ジャパン株式会社



アトラス情報サービス
株式会社

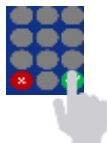
■ 機能



顔認証で本人確認ができます。



薬剤情報/特定健診等情報閲覧に係る
同意ができます。



暗証番号入力で本人確認ができます。

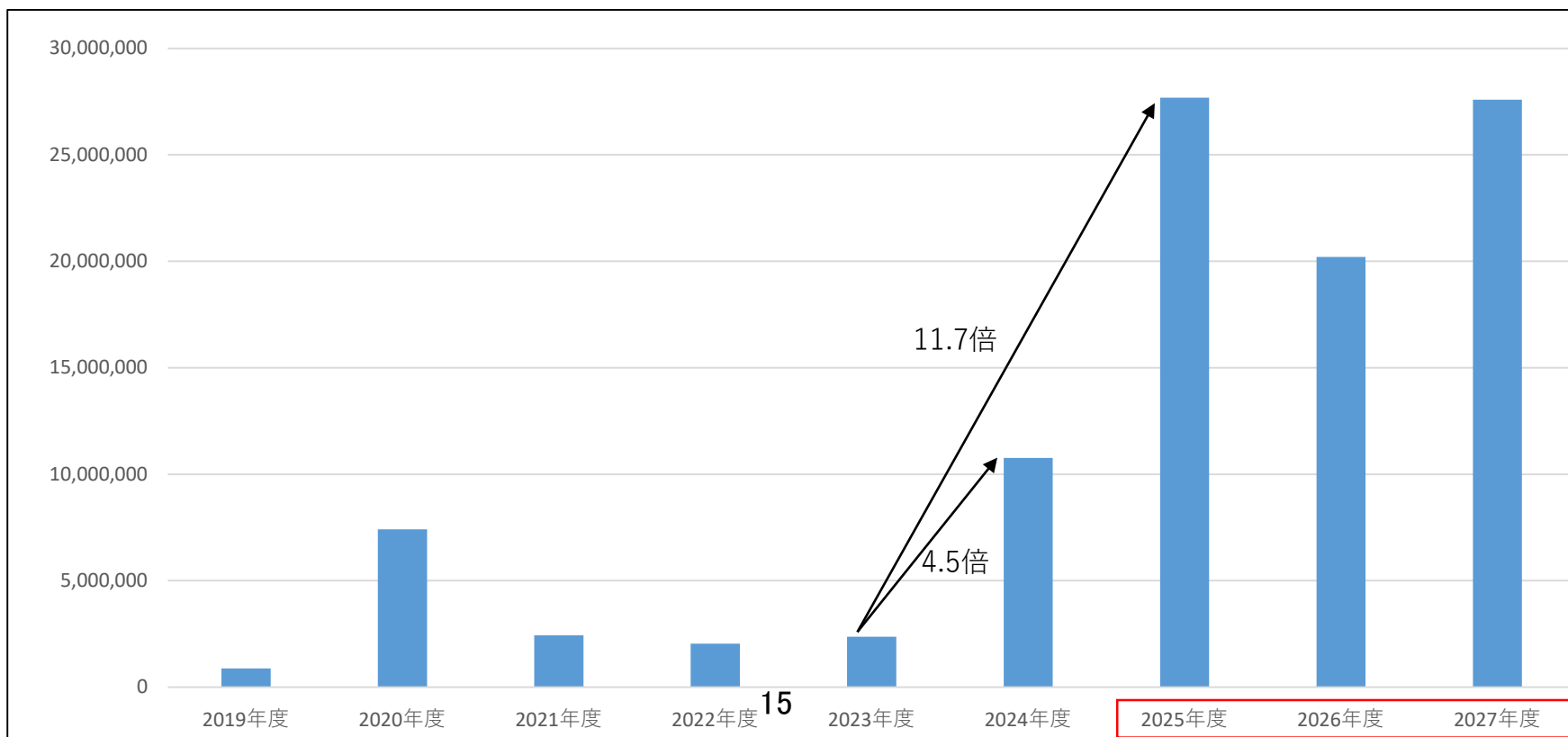


健康保険証利用の申込（初回登録）
ができます。

電子証明書の更新必要件数（全国・想定）

(件)

年度	更新必要件数	年度	更新必要件数
2016年度	-	2022年度	2,045,174
2017年度	-	2023年度	2,368,824
2018年度	-	2024年度	10,762,266
2019年度	875,433	2025年度	27,686,936
2020年度	7,406,803	2026年度	20,202,216
2021年度	2,437,880	2027年度	27,593,847



マイナンバーカードの電子証明書の有効期間に関する対応

これまでの対応

- 有効期間満了日の3か月前から、本人の元に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、更新手順の案内の封書が送付されている。
- 有効期間満了日まで3か月以下となった場合には、医療機関・薬局での資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新手順を行うようアラートを出す機能を設けた。



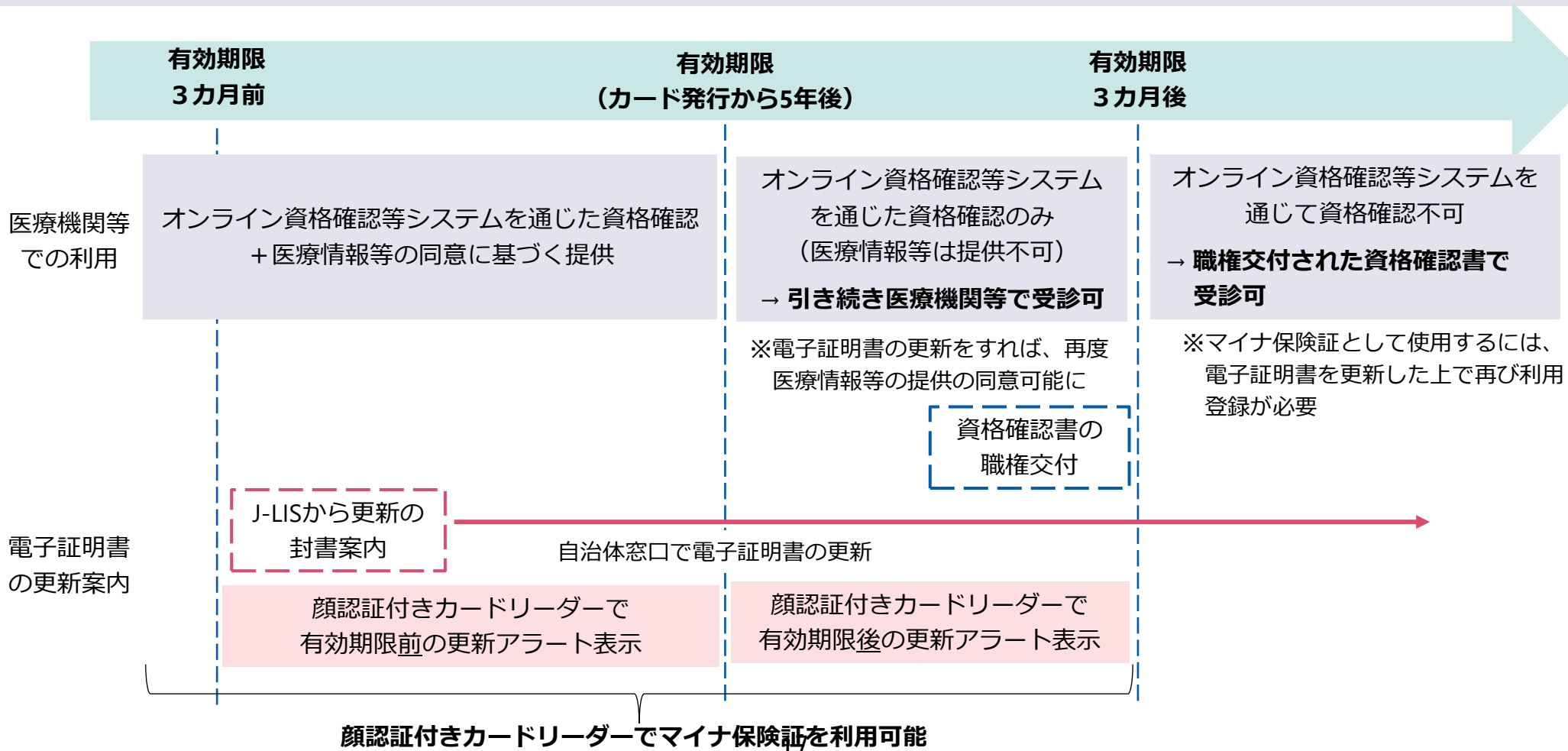
今後の対応

- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了日から3か月の間は、通常どおり暗証番号の入力や顔認証等により本人確認を行うことを前提として、手元にあるマイナンバーカードを活用してオンライン資格確認を行うことができるよう、必要なシステム改修を実施。
- 12月2日以降は、電子証明書の有効期間満了日から一定期間を過ぎても、なお更新手順が行われない場合には、本人からの申請によらず、医療保険者等から資格確認書を交付。

電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3カ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3カ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。

※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。



※有効期限3カ月後以降は、マイナポータルからDLした資格情報画面 (PDF) か、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することで受診可能

マイナンバーカードの交付・保有枚数等について（令和6年4月末時点）

○ 年齢・男女別

年齢	人口 (R5.1.1時点) (万人)			交付枚数(累計) (万枚)			保有枚数(万枚)			人口に対する保有枚数率			全体に対する保有枚数率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	6,118	6,424	12,542	4811	5100	9911	4425	4812	9238	72.3%	74.9%	73.7%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	219	209	428	101	96	197	100	95	195	45.5%	45.5%	45.5%	2.3%	2.0%	2.1%
5～9	259	246	505	188	180	367	178	171	349	68.8%	69.4%	69.1%	4.0%	3.6%	3.8%
10～14	277	263	540	212	204	416	198	190	388	71.6%	72.2%	71.9%	4.5%	4.0%	4.2%
15～19	286	272	559	228	217	445	214	203	417	74.6%	74.5%	74.6%	4.8%	4.2%	4.5%
20～24	324	307	631	258	257	515	227	227	454	70.0%	73.9%	71.9%	5.1%	4.7%	4.9%
25～29	332	312	645	258	270	528	218	231	449	65.5%	74.0%	69.6%	4.9%	4.8%	4.9%
30～34	335	317	651	254	264	518	227	239	466	67.7%	75.6%	71.5%	5.1%	5.0%	5.0%
35～39	373	357	730	271	279	549	250	262	512	67.0%	73.3%	70.1%	5.7%	5.4%	5.5%
40～44	408	394	801	295	306	600	279	294	573	68.5%	74.8%	71.6%	6.3%	6.1%	6.2%
45～49	481	466	946	334	345	679	321	337	658	66.7%	72.3%	69.5%	7.3%	7.0%	7.1%
50～54	483	472	955	370	387	757	358	379	737	74.1%	80.3%	77.2%	8.1%	7.9%	8.0%
55～59	409	406	814	324	341	665	312	335	646	76.4%	82.4%	79.4%	7.0%	7.0%	7.0%
60～64	370	376	746	303	317	620	291	311	602	78.6%	82.8%	80.7%	6.6%	6.5%	6.5%
65～69	363	381	745	298	314	612	284	307	591	78.3%	80.4%	79.4%	6.4%	6.4%	6.4%
70～74	434	484	918	327	357	684	306	347	654	70.7%	71.7%	71.2%	6.9%	7.2%	7.1%
75～79	319	391	710	322	367	689	294	353	647	92.1%	90.3%	91.1%	6.6%	7.3%	7.0%
80歳以上	445	771	1,217	469	599	1068	368	532	900	82.7%	69.0%	74.0%	8.3%	11.0%	9.7%

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

デジタル庁

マイナポータル 月間実績

利用登録者数（2025年2月）

※ 利用登録後、マイナンバーカード失効や利用者フォルダ削除した場合も含む

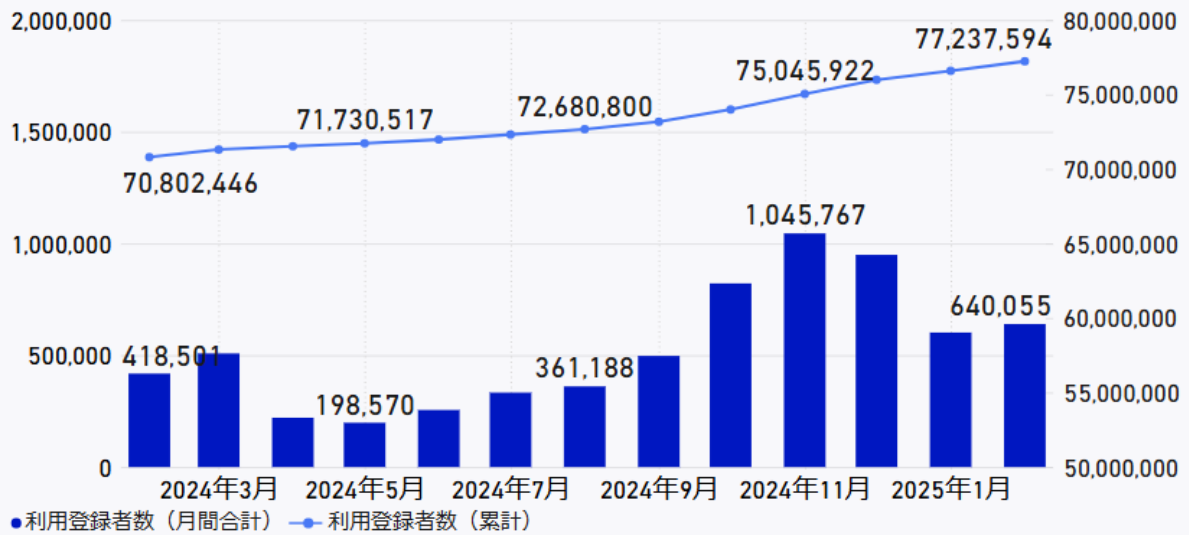
月間合計

640,055

前年同月比

+52.9%

利用登録者数の推移



マイナポータル 転入届等

住民基本台帳関連

転入届

- 転入
マイナンバーカード等を持参し、引越した日から14日以内に転入届を提出してください。なお、14日以内に手続きを行わないと、マイナンバーカードは失効します。

転居届

- 転居
マイナンバーカード等を持参し、引越した日から14日以内に転居届を提出してください。

マイナンバーカードの住所変更・署名用電子証明書の発行

- 転出
転出予定日に、署名用電子証明書は自動的に失効します。
- 転入
実際に新しい住所に住み始めた日から14日以内に転入届を提出してください。提出しないとマイナンバーカードが失効します。転入届を提出した日から90日以内にマイナンバーカードの継続利用の手続きをしてください。その際に、署名用電子証明書の発行も可能です。
- 転居
マイナンバーカードの住所変更の手続きをしてください。その際に、署名用電子証明書の発行も可能です。（転居により住所が変更となったため、これまで利用していた署名用電子証明書は失効します。）

協会けんぽホームページより

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukakunin/>

9. 資格確認書について

マイナ保険証をお持ちでない方にもこれまで通りの保険診療を受診できるよう、2024年12月2日以降、資格確認書を発行します。医療機関を受診される際は資格確認書をご利用ください。

なお、健康保険証をお持ちの方は2025年12月1日まではお手元の健康保険証を引き続きご利用可能です。

また、2024年12月1日までに資格取得されている方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の使用できなくなる2025年12月1日までの間に資格確認書を発行する予定です。

目的	マイナ保険証をお持ちでない方が、医療機関等で保険診療を受診いただくためのものです。
入手方法	①資格取得届や被扶養者異動届の資格確認書発行要否欄に☑をつけていただいた方へ発行します。 (※) ②①以外の方でマイナ保険証をお持ちでない方には、日本年金機構において資格取得（扶養認定）の決定をされてから30～50日後に発行します。 ③資格確認書交付申請書をご提出いただいた方に発行します。
医療機関受診時の使い方	医療機関等で提示してください。

※資格確認書発行要否欄は2024年12月2日以降に使用できる新様式にのみ設けられています。

新様式への切り替えについては日本年金機構ホームページをご確認ください。



医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案 【通称 保険証復活法案（マイナ保険証併用法案）】

背景

- 令和5年のマイナンバー法等改正法が**令和6年12月2日から施行**され、従前のいわゆる「紙の保険証」の**新規発行が廃止**された
- 現に所持している「紙の保険証」も有効期限内しか利用できず、有効期限のないものでも**令和7年12月2日以降は利用できなくなる**

現状

- **マイナ保険証の利用低迷と混乱の懸念**
 - 現状では、**マイナ保険証の利用率は25%（令和6年12月時点）と低迷**し、国民に浸透しているとは評価できない
 - 国民の大多数がマイナ保険証を利用せず、紙の保険証を利用している現在の状況下での紙の保険証の廃止は、**現場の混乱や国民の不安が生じる懸念**がある
- 現時点での紙の保険証の廃止は時期尚早であり、**一旦紙の保険証の発行を復活**させた上で、様々な事情を見極め、**改めて紙の保険証を廃止する時期を検討**すべき

概要

1. 趣旨

マイナ保険証に係る問題が多発し国民の間でマイナ保険証に対する信頼が損なわれていること、マイナ保険証の利用が低迷していること等に鑑み、紙の保険証の交付等の特例について定めること

2. 紙の保険証の新規発行

医療保険各法における保険者等は、別に法律で定める日までの間、紙の保険証を新規に被保険者等に交付するものとする

3. 紙の保険証の利用

新規に交付される紙の保険証や現に所持している紙の保険証については、別に法律で定める日までの間、有効に利用できることとする

4. 資格確認書の交付の停止

別に法律で定める日までの間、医療保険各法等における資格確認書の交付に関する規定は、適用を停止すること

※ 既に交付された資格確認書は引き続き利用できることとする

5. 別に法律で定める日の検討

①医療保険各法の規定による電子資格確認による被保険者等であることの確認が安全かつ確実に行為されるための**環境整備の状況**、②被保険者等が療養を受ける際の**紙の保険証の利用の状況**、③紙の保険証の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする**被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定及び実施の状況**、④紙の保険証の廃止に関する**国民世論の動向その他の事情を勘案して検討**し、その結果に基づいて定めること